

4月から

介護予防・日常生活支援 総合事業（新総合事業） が始まります

介護保険法の改正により、介護予防・日常生活支援総合事業（以下、新総合事業）が創設されました。この新総合事業は、65歳以上の方を対象とし、多様なニーズに応じたサービスを提供するものです。

❓ どうしてはじまるの？

平成37（2025）年ごろ、団塊の世代が75歳以上となり、単身高齢者世帯や高齢者夫婦のみ世帯、認知症高齢者の増加が予想されます。

介護が必要な状態になっても住み慣れた地域で暮らし続けることができるよう、地域全体で高齢者を支えていくことが重要になります。また、高齢者自身も地域とのつながりを維持しながら、自立した生活が送れるように予防することが重要です。そのため、サービスを利用する方が、より柔軟にサービスの利用ができるよう、従来のサービス体系を見直し、新総合事業を始めます。

❓ いつからはじまるの？

平成29年4月以降に介護保険の要介護認定の申請をする方から適用されます。また、平成29年4月以降であっても、要介護認定の更新時期までは、引き続きこれまでのサービスを利用することとなります。

❓ なにかかわるの？

☆サービス事業の位置づけが変わります
要支援になった方は、現在担当している地域包括支援センターなどが、介護予防ケアマネジメントを実施し、適切な支援につなげます。

※必要と判断された場合には、引き続きこれまでと同様のサービスが利用できます。

❓ だれがつかえるの？

新総合事業の利用対象者は次の方です。

- ① 要支援者 要介護認定で「要支援1」「要支援2」と認定された方
- ② チェックリスト該当者 65歳以上の方で、基本チェックリスト（※）により新総合事業の対象者と認定された方
- ③ 一般高齢者 ①および②以外の65歳以上の方

※基本チェックリスト：からだやこころの状態が低下していないか判定し、介護予防の必要性を確認するためのものです。（3ページ参照）

★それぞれの対象者が利用できるサービスは下記のとおりです。

◆新しい総合事業における体系

サービス・事業	要支援者	チェックリスト該当者	一般高齢者
予防給付	利用可	利用不可	利用不可
新総合事業	介護予防・生活支援サービス事業	新たに利用可	利用不可
		新たに利用可	利用不可
	一般介護予防事業	新たに利用可	利用可

◆従来の体系

サービス・事業	要支援者	チェックリスト該当者	一般高齢者
予防給付	介護予防短期入所・介護予防住宅改修など	利用可	利用不可
	介護予防訪問介護・介護予防通所介護	利用可	利用不可
二次予防事業（要介護状態になる恐れのある高齢者向け）	利用不可	利用可	利用不可
一次予防事業（元気高齢者向け）	利用不可	利用可	利用可

日常生活にお困りの方は、担当する地域包括支援センターまでご相談ください。

- 久喜西地区 久喜中央地域包括支援センター（介護福祉課内／内線3271）
- 久喜東地区 久喜東地域包括支援センター（久喜市社会福祉協議会内／☎23-8845）
- 菖蒲地区 菖蒲地域包括支援センター（久喜市社会福祉協議会菖蒲地域福祉センター内／☎85-8131）
- 栗橋地区 栗橋地域包括支援センター（栗橋総合支所福祉課内／内線234）
- 鷺宮地区 鷺宮地域包括支援センター（鷺宮総合支所福祉課内／内線171）

問合せ 介護福祉課高齢者福祉係（内線3261）・地域包括支援係（内線3271）、各総合支所福祉課（菖蒲・内線107／栗橋・内線231／鷺宮・内線172）